(売買)

- 、 オリックス・レンテック株式会社(以下甲という)は甲所定の「Sophos 申込書」(以下申込書という)記載の情報に基づき、甲所定の見積書(以下見積書という)記載のSophos サービス商品(ソフォ 第1条 ス株式会社(以下ソフォスという)が提供する Sophos サービス(以 へ体式式に(以下ノフィインC・・・ファール Mitchity の Suphios テービス への下 Sophos サービスという)のサブスクリプション (Sophos サービスを一定期間利用する権利) をいい、以下サブスクリプションという)を 申込書および見積書の契約条件(以下契約条件という)に基づきお客 様(以下、乙という)に売り渡し、乙はこれを買い受けます。 2. 前項の売買契約(以下売買契約という)は、甲が乙より申込書およ
  - いのロスンルススポットの上が見来がしてリカーは、中かムより中込音および見積書記載の条件のとおり発注する旨記載された乙所定の注文書(以下注文書という)を受領後、サブスクリプションの利用を開始できる日として、ソフォスが乙に対しまれた。 きる日として、ソフォスかへに対し指定りる日(以下指定日にマンフを通知したときをもって成立するものとします。なお、乙は、申込書および注文書を甲に交付後は、申込書および注文書に記載した情報・事項の変更および撤回をすることはできないものとします。
    3. 乙は、サブスクリプションにかかる Sophos サービスの利用に関する契約(以下利用契約という)は、ソフォスと乙との間で成立することがであり、10世間が多たが選出するよのレトます。
  - とを確認し、利用契約を遵守するものとします。
  - 4. 第2項にかかわらず、甲は、次の各号の一に該当する場合には、乙に通知のうえ、何らの補償無しにサブスクリプションの全部または一部の販売を変更または中止することができるものとします。
    ① ソフォスまたは仕入先(第4条に規定)がサブスクリプションに
    - かかる Sophos サービスの提供に関連する装置・システム等の保守点検・更新を定期的または緊急に行うことにより、サブスクリプションの提供ができなくなった場合。
    - 火災、停電等の人為的災害によりサブスクリプションの販売がで きなくなった場合。
    - 地震、噴火、洪水、津波などの天災によりサブスクリプションの 販売ができなくなった場合。
    - 電気通信事業者の役務が提供されない場合等、甲の責に帰すべき 事由によらない事情により、サブスクリプションの販売が困難に なった場合。
    - 理由の如何を問わず、甲と仕入先との間のサブスプリクションに かかる契約または仕入先とソフォスとの間のサブスクリプショ ンに関する契約が終了した場合。
    - 甲の責に帰すべき事由によらず、乙とソフォスとのサブスクリプ ションにかかる Sophos サービスの提供にかかる契約が終了する
    - ⑦ その他不測の事態により、甲がサブスクリプションの販売が困難 であると判断した場合

(サブスクリプションの期間)

- 第2条 サブスクリプションの期間は、乙が申込書に記載した申込日より1 0営業日以降の指定日から1年間とします。
  - 2. 乙が甲に対し、サブスクリプションの期間の満了日の30日前までに更新する旨を通知した場合、乙に売買契約に違反がなく、かつ、ソ フォスがサブスクリプションの期間の更新を承諾した場合に限り、満 了日の翌日から1年間をサブスクリプションの期間とする新たな売 買契約が成立することにより、サブスクリプションは1年間更新され るものとし、以降も同様とします。
  - 前項によりサブスクリプションの期間が更新された場合、乙は第5 条に従い、甲と協議のうえ事前に合意した更新後のサプスクリプショ
  - ンに対する売買代金を支払うものとします。 4.第1項および第2項にかかわらず、サブスクリプションの期間中(更新後の期間を含む)に乙が新たにサブスクリプションを追加する場合、 当該追加するサブスクリプションの期間は、追加する時点において既 に成立しているサブスクリプションの満了日までとします。

(サブスクリプションの解約等)

- 第3条 乙は、前条第1項の期間中および前条第2項の更新期間中に売買契 約を解約することはできないものとします。なお、前条第1項の期間 中に前条第4項に基づき、サブスクリプションを追加した場合、当該 追加サブスクリプションにかかる売買契約も同様に解約できないも のとします。
  - 2. この利用契約の違反その他理由を問わず、サブスクリプションにかかる Sophos サービスがそのサブスクリプションの期間の途中で利用 できなくなった場合でも、乙は、支払済みの売買代金の返還を甲に請 求したり、未払いの売買代金の支払いを拒むことはできません。また、 乙が第7条各号の一にでも該当した場合、乙は、残期間分を含め、未 払いの売買代金があればこれを甲の請求に従い一括で支払うものと します。

(引渡し)

- 第4条 甲は、サブスクリプションの仕入先であるエイチ・シー・ネットワ -クス(以下仕入先という)をして、ソフォスにサブスクリプション を使用するために必要な情報を発行させたうえで、これをソフォスか ら乙に対し指定日までに乙指定の電子メールアドレスに対して電子 メールを送付させることにより、サブスクリプションを引渡すものと します。
  - 2. 引渡しに際し、乙が指定した電子メールのアドレスの誤り、乙のシ ステムの不具合等、乙の青に帰すべき事由により電子メールが不到着、 または到着の遅延が生じた場合、乙からの通知に基づき甲は、当該電 子メールを再送させる等の措置を講じますが、甲、仕入先およびソフ オスは、当該電子メールの不到着、または到着の遅延により乙に損害

が生じても、一切責任を負わないものとします。

- 3. 第1項に基づきソフォスが乙指定の電子メールアドレスに電子メー ルを発信したときをもって、サブスクリプションは完全な状態で引き 渡されたものとみなし、以後乙は甲に対してサブスクリプションの品 質、種類または数量(規格、仕様、性能その他サブスクリプションに つき乙が必要とする一切の事項を含む) が売買契約の内容に適合して いないことを主張できないものとし、サブスクリプションの修補、代 替物および不足分の引渡し、代金減額および損害賠償を請求できない ものとし、かつ、売買契約を解除できないものとします。
- 4. 甲が乙に引渡したサブスクリプションにかかる Sophos サービスの ダウンロードの操作・手続き等にて発生する通信障害によるシステム の中断・遅延・中止、データの消失、データへの不正アクセスにより 生じた損害、その他サブスクリプションに関する乙に生じた損害につ いて、甲、仕入先及びソフォスは一切の責任を負わないものとします。

(免責)

- 第5条 甲は、乙に提供するサブスクリプションについての信頼性を確保す るために万全の努力をするものとします。ただし、サブスクリプションの正確性、完全性等については、Sophos サービスの使用目的への 適合性等についての保証を含め、その責は負わないものとします。 2. 甲が提供する情報には、ソフォスから提供された情報が含まれます
  - が、これらの情報の誤り等から乙に損害が生じても、甲の責任を問え ないものとします。

(売買代金)

第6条 乙は甲に対して、別途甲から乙に交付したサブスクリプションにか かる見積書記載の売買代金を、見積書記載の支払条件にて甲の請求に 従い支払うものとします。

(債務不履行等)

- 第7条 乙が次の各号のいずれか一にでも該当したとき、甲は、通知、催告を 要しないで、売買契約の全部または一部を解除し、また、未払債務 の即時一括弁済を請求することができるものとします。また、乙は、 甲に損害があるときはこれを賠償します。
  - ① 売買契約の約定の一つにでも違反したとき。

  - ② 売買契約以外の甲、乙間の取引の約定に違反したとき。 ③ 支払を停止し、または手形、小切手の不渡り報告もしくは電子記 録債権の支払不能通知があったとき。
  - ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特 別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立 てがあったとき。
  - ⑤ 営業の休廃止または解散をし、もしくは、営業の継続が困難であ ると客観的事由に基づき判断されるとき。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

- 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、売買契約に基づく 権利、義務の全部または一部を第三者に承継、譲渡または担保に供し てはならないものとします。
  - 2. 乙は、売買契約に基づく全ての金銭の支払債務を、売買契約に別段の 定めがある場合を除き、甲またはその承継人に対する債権をもって相 殺することはできません。

(消費税額・地方消費税額)

第9条 乙は、第6条の売買代金、その他甲に対する支払いについては、税 法所定の消費税額、地方消費税額を付加して支払います。

(遅延損害金)

第 10 条 乙が、売買契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、乙は甲に 対して、支払を要する日の翌日より完済の日まで年率 14.6% (1年を 365 目とする目割計算)の割合による遅延損害金を支払います。

(損害賠償)

- 第11条 乙による Sophos サービスの提供に関する契約に違反する行為また は当該 Sophos サービスの提供に関する契約に関連して乙の責に帰す べき事由により、甲、仕入先またはソフォスに損害が生じたときは、 乙はその損害を賠償する義務を負います。
  - 2. 甲または乙が売買契約に関連して損害賠償義務を負う場合において その賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害(逸失利益や休業損害を含む)は含まないものとし、また、賠 信額は総額で、第6条に定める売買代金により計算した 12 か月分の サブスクリプションの売買代金相当額を上限とします。

(裁判管轄)

第 12 条 甲および乙は、売買契約についての一切の紛争は、東京地方裁判 所、または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすること に合意します。

(反社会的勢力の排除)

- 第13条 乙は、現在および将来にわたり、自らおよび自らの役員が次の各 号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。 ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しな
  - い者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標 ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下こ

れらを暴力団員等という)

- ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的 等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
- ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下犯罪という)に該当する罪を犯した者
- 2. 乙は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用して次の各号の 一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計 もしくは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害す る行為
  - ③ 犯罪に該当する罪に該当する行為
- ④ その他前各号に準ずる行為
- 3. 乙が前2項に違反したときは、第7条第1項第①号に該当するものとし、甲は、通知、催告を要しないで売買契約の全部または一部を直ちに解除することができます。これにより乙に損害が生じた場合にも、甲はなんらの責任も負担しません。

(付則)

- 第14条 この契約条件は、2024年8月1日以降に締結される売買契約について適用されます。なお、甲は、必要に応じて契約条件の内容を改定できるものとします。改定した場合は、下記の甲のホームページにて掲示し、改定前に締結された売買契約にも最新契約条件の定めを適用するものとします。(https://www.orixrentec.jp/)
- 第1条 個人の乙は、以下の条項が適用されます。
  - [個人情報の利用目的]

甲は、乙の個人情報すべてを以下の目的(以下「利用目的」という)で、 利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、乙はこれに同意します。

〔利用目的〕

① 甲の事業 (事業内容は「オリックスの事業」(https://www.orix.co.

- jp/grp/company/about/business/index.html) をご確認ください。) について、乙からの資料のご請求、お問合せ、お申し込み、乙への甲からのご提案など乙との商談にあたり、適切な対応を行うため。
- ② 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などのお取引の場合の 審査を行うため、ならびに乙のご本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
- ③ 乙とのご契約について、甲においてそのご契約の管理、ご契約や法令等に基づく乙の権利の行使への対応や甲の義務の履行を適切に行うため。また、ご契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ④ 商品・サービスの提供に関連する各種手続き(行政手続等)の支援・ 取次。
- ⑤ 甲から、甲およびその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービス の紹介、アンケート調査等をダイレクトメール、電子メール等により ご案内するため。
- ⑥ 乙によりよい商品、サービスを提供するための商品、サービスの開発、改善のため。
- ⑦ 乙によりご満足をいただくためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑧ 取得した閲覧履歴や問合せ、購買履歴等の情報を分析し、ニーズに応じた商品・サービスに関する表示、広告に利用するため。
- ⑨ 甲において経営上必要な各種の管理を行うため。
- ⑩ 専門家(弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、社会保険労務士等)に助言を依頼するため。
- 即 甲の業務およびこれに附帯または関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため。
- 2. 甲は、乙の個人情報を共同して利用することがあります。なお、共同利用の目的は、前項に記載の目的と同一です。共同利用者の範囲、その他の共同利用に関する事項ついては ORIX のホームページ (https://www.orix.co.jp/grp/)記載のプライバシーポリシーに従うものとします。)
- 第2条 乙の指定する納入場所等の情報に個人情報が含まれる場合、乙は、 かかる個人情報の甲への開示および前条の乙を当該個人に置き換 えた利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るもの とします。

U.F